

栃木市スポーツ協会スポーツ事故見舞金支給要綱

(目 的)

第1条 栃木市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という）は、スポーツ事業の円滑な実施と社会体育の振興を図るため、この要綱の定めるところにより、スポーツ事故に対して見舞金を支給するものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「スポーツ行事」とは、体育ならびに運動競技であって、心身の健全な発達を図るために行われるものをいい、「事故」とは人身事故であって、死亡又は負傷したことをいう。

(見舞金の支給)

第3条 スポーツ協会の主催又は共催するスポーツ行事において事故を受けたときは、別表に定める事故の程度に応じ同表に定める金額の範囲内で見舞金（死亡の場合は弔慰金を含む。以下同じ。）を支給する。但し、当該事故がそのものの故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

(体育協会)

第4条 前条に規定するスポーツ協会とは次のとおりとする。

- (1) 栃木市スポーツ協会
- (2) 栃木市スポーツ協会に加盟する地区、支部及び競技種目団体
- (3) 栃木市スポーツ少年団
- (4) その他スポーツ協会が特に必要があると認めて指定したもの

(見舞金の受給権者)

第5条 見舞金の受給権者は、第3条に規定する事故を受けた本人又はその保護者とする。

(申 請)

第6条 受給権者が見舞金の支給を受けようとするときには、スポーツ協会本要綱の定めるスポーツ事故見舞金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付してスポーツ協会に申請しなければならない。

- (1) 医師の診断書
- (2) 事故の証明書（別記様式第2号）
- (3) その他特に必要と認める書類

2 前項の申請は、事故発生の日から2週間以内にするものとする。

(支給の決定)

第7条 前条の申請があったときは、スポーツ協会はこれを審査し事故該当の有無並びに別表に定める事故の等級に応じて見舞金の支給を決定するものとする。

2 前項の審査により見舞金の支給を決定したときは、スポーツ事故見舞金交付決定通知書により、これを当該申請人に通知するものとする。

3 第1項の審査により、条項で規定する事故に該当しないと決定したときは、その理由を付してその旨を当該申請人に通知するものとする。

(未支給金等の見舞金)

第8条 見舞金の受給者がその受けるべき見舞金の支給を受けないで死亡した場合又は死亡事故に係る見舞金で当該死亡者に保護者がいない場合は、これらの見舞金はその配偶者、子孫又は兄弟姉妹でそのものと生計を同じくしていた者、若しくは現に扶養していた者に対して支給する。

2 前項の見舞金を受取るべき同順位が2人以上あるときは、その1人のした申請は全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別 表

等級	事故の程度	金額
1	死亡した場合	50,000円
2	全治6ヶ月以上の場合	30,000円
3	全治1ヶ月以上6ヶ月未満の場合	20,000円
4	全治2週間以上1ヶ月未満の場合	10,000円